

## 浜松市個人情報保護条例に基づく開示請求等又は保有個人情報の開示の実施における本人確認の方法及び法定代理人の資格を証明する書類を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市個人情報保護条例施行規則（平成16年浜松市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）又は保有個人情報の開示の実施において、現に開示請求等をする者又は開示を受ける者（以下「請求者」という。）に対する本人であることの確認（以下「本人確認」という。）の方法及び当該請求者が法定代理人である場合における当該資格を証明する書類について必要な事項を定める。

(保有個人情報の本人確認の方法)

第2条 規則第7条第2項第1号に規定するその他当該請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足る書類とは、別表に掲げるとおりとする。

2 本人確認は、運転免許証、旅券又は官公庁が発行した証明力の高い書類別表 を原則とする。

3 当該請求者が前項に規定する書類を提示することができない場合は以下の方法による。

(1) 別表 (イ) 及び別表 (ロ) 各1枚の組合せ

(2) 別表 (ロ) を提示できないときは別表 (イ) を2枚の組合せ

4 当該請求者が別表 (イ) 又は別表 (ロ) に掲げる書類を1点しか提示することができない場合には、平成27年12月までは住民基本台帳カード（顔写真付き）、平成28年1月以降は個人番号カードの交付申請を依頼する。

5 開示請求の場合において、当該請求者が本人確認書類の写しを提示したときは、開示の実施の際に当該書類の原本を提示することが必要であることを説明した上で、請求を受け付けることとする。ただし、浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）第24条第2項の規定に基づいて直ちに開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、本人確認書類の原本の提示を受けた上でなければ決定をすることができない。

6 当該請求者の氏名が、婚姻等の理由により当該請求に係る保有個人情報の本人の氏名と異なっている場合には、旧姓が記載された戸籍謄本等氏名が変更されたことを示す書類の提示を併せて求めるものとする。

7 個人番号カードによる本人確認は、表面の顔写真等で行うこととする。裏面に記載された個人番号を書き写したり、コピーを取ったりすることはしてはならない。

( 保有個人情報の本人確認の方法に関する規定の準用 )

第 3 条 前条の規定は、規則第 7 条第 2 項第 2 号に規定するその他当該請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類及び同項第 3 号に規定するその他当該請求者が任意代理人本人であることを確認するに足りる書類について準用する。

( 法定代理人の資格を証明する書類 )

第 4 条 規則第 7 条第 2 項第 2 号に規定するその他法定代理人の資格を証明する書類とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 未成年者の法定代理人

戸籍抄本その他市長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

( 2 ) 成年被後見人の法定代理人

成年後見登記制度の登記事項証明書、家庭裁判所の審判書謄本及び審判確定証明書その他市長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

1点で本人確認を行うもの	2点で本人確認を行うもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・在留カード</li> <li>・住民基本台帳カード（顔写真付き）</li> <li>・船員手帳</li> <li>・海技免状</li> <li>・小型船舶操縦免許証</li> <li>・猟銃、空気銃所持許可証</li> <li>・戦傷病者手帳</li> <li>・宅地建物取引士証</li> <li>・電気工事士免状</li> <li>・無線従事者免許証</li> <li>・認定電気工事従事者認定証</li> <li>・特種電気工事資格者認定証</li> <li>・耐空検査員の証</li> <li>・航空従事者技能証明書</li> <li>・運航管理者技能検定合格証明証</li> <li>・動力車操縦者運転免許証</li> <li>・教習資格認定証</li> <li>・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・官公庁がその職員に対して発行した身分証明書（写真付き）</li> </ul>	<p>（イ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・船員保険被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・国民年金証書</li> <li>・厚生年金証書</li> <li>・船員保険年金証書</li> <li>・共済年金証書</li> <li>・恩給証書</li> <li>・住民基本台帳カード（顔写真なし）</li> <li>・預金通帳又はキャッシュカード</li> <li>・その他市長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</li> </ul> <p>（ロ）写真付きのものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証</li> <li>・法人がその職員に対して発行した身分証明書（官公庁が発行したものを除く。）</li> <li>・公の機関が発行した資格証明書（に掲げる書類を除く。）</li> <li>・その他市長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</li> </ul>

いずれも有効期限内のものに限る。

官公庁には、国、都道府県、市町村のほか、独立行政法人、特殊法人及び地方独立行政法人を含む。

公の機関とは、官公庁のほか、官公庁の指定機関を含む。